

第 4 2 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市交通局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 1月19日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

市バスドライブレコーダ映像

日時：2022年11月30日17時20分頃

場所：名古屋市西区比良三丁目 104番地（小口名古屋線）

系統：小田11

車両番号：名古屋 200か1921

録画開示時間：17時21分00秒から17時25分00秒まで

カメラ位置：車外前方、右側方、車内入り口周辺撮影

- 2 同月30日、実施機関は、本件公開請求に対して、次に掲げる行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

市バスドライブレコーダーの映像

日時：2022年11月30日 17時20分頃

場所：名古屋市西区比良三丁目 104番地（小口名古屋線）

系統：小田11

車両番号：名古屋 200か1921

録画開示時間：17時21分00秒から17時25分00秒まで

カメラ位置：車外前方、右側方、車内入り口周辺撮影

（請求にかかるもの）

- 3 同年 4月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、ドライブレコーダーで撮影された個人の容

貌等については、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するため、非公開としていると主張している。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 実施機関では、市バスのドライブレコーダーについて、市バス車内外の状況を記録し、事故、運行ミス、不適切事案等の原因分析及びヒヤリハット情報などの収集分析のため、原則として市バス運行時間帯は映像を記録している。

(2) 審査請求人は、令和 4 年 11 月 30 日 17 時 20 分頃に西区比良三丁目 104 番地を走行していた市バス車両と一般車両との接触事故前後の車外前方の映像（以下「本件映像①」という。）、右側方の映像（以下「本件映像②」という。）及び車内入り口周辺の映像（以下「本件映像③」という。）（以下これらを「本件各映像」という。）を請求している。

(3) 特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものの該当性について

ア 審査請求人は、映像の画質について、元々の映像に不明瞭なところがあるため、第三者がその映像から特定の個人を識別することは困難であると主張する。

本件各映像のうち、本件映像①は 215 万画素、本件映像②及び③は 127 万画素で記録されており、一部に不明瞭な箇所はあるものの、近年の映像解析技術の進歩やインターネットに公開されたことを考慮した場合に、第三者がその映像から特定の個人を識別することは困難であると断定することはできない。

イ また、審査請求人は本件においては、照合ができる他の情報も存在しないため、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる、ということもないと主張するが、事故発生日時、事故発生場所、路線系統、衣服の特徴等があわせて公開されることで、個人の識別はより容易になることは明らかであり、照合できる他の情報も存在しないと断定することはできない。

ウ 審査請求人は、公共の場における映像であるから、その映像が通常他

人に知られたくないと認められるものに該当しないことも明らかとも主張するが、いつ、どこで、どのような衣服を着用し、誰と（又は一人で）、どのような手段を使って、どの方面へ移動しているかといった情報は、通常他人に知られたくないと認められるものに該当する。

エ 以上のことから、本件各映像は特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものに該当する。

(4) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものの該当性について

ア 審査請求人は、映像によって特定の個人を識別することができないのであるから、個人の権利利益を害するという事自体観念することができないと主張する。

ドライブレコーダー映像は一定の画質は確保されているものの、記録時間帯、天候、対象人物との距離等により、一部に不明瞭な箇所は存在し、また映像という性質上、見る者の主観や認知力に左右される部分が大きく、特定の個人を識別できるか否かの確定的な判断は困難である場合がある。しかしながら、特定の個人を識別することはできなくとも、第三者により、別の特定の個人に似た風貌と判断されたり、別の特定の個人と誤認されること等は十分にあり得る。このことは、当該別の特定の個人にとって撮影場所に居たことが事実無根のことであっても、映像のとおり的事实があったと誤認等される可能性があるということであり、当該別の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると言わざるを得ない。

イ 以上のことから、本件各映像は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

(5) 以上のことから、本件処分は妥当なものであり、本件審査請求は理由のないものである。したがって、本件審査請求を理由のないものとして棄却するとの裁決を求めるものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 市は、本件処分の理由について、上記第 3 の 1 のとおり述べている。

しかし、以下に主張するように、ドライブレコーダーで撮影された個人の容貌等は、本件処分の理由のいずれにも当たらず、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとの判断は誤りである。

(2) 特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものの該当性について

ア 本件各映像（モザイク処理がされていないもの）は、審査請求人の担当者において、既にその映像を確認しているところであるが、その元々の映像に不明瞭なところがあるため、第三者がその映像から特定の個人を識別することは困難である。

なお、条例第 7 条第 1 項第 1 号では、特定の個人を識別することができるものには、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものも含む、とされているが、本件においては、照合ができる他の情報も存在しないため、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる、ということもない。

イ そして、今般、請求をしているのは、住居内等の私的な場所における映像ではなく、市バス乗車時という公共の場における映像であるから、その映像が通常他人に知られたくないと認められるものに該当しないことも明らかである。

ウ 以上より、本件各映像は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものには該当しない。

(3) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものの該当性について

ア 本件各映像は、特定の個人を識別することはできないものであるが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれ、も全くない。

イ 仮に、特定の個人を識別できるものであれば、その個人のプライバシー等の権利利益を害するということもあり得るのであろうが、本件においては、そもそも、ドライブレコーダー映像によって特定の個人を識別することができないのであるから、個人の権利利益を害するということができないのである。

また、先にも述べたとおり、今般、請求をしているのは、住居内等の私的な場所における映像ではなく、市バス乗車時という公共の場における映像であることも忘れてはならない。

ウ 本件各映像は、現在、審査請求人が対応をしている交通事故に関するものであるところ、その映像が開示されれば、その交通事故の被害者においては、事故状況等を容易に証明することが可能となり、被害者の損害賠償請求権の行使はむしろ容易になるのである。すなわち、本件各映像を公にすることにより、個人の権利利益を害するどころか、個人の権利利益に資することになるのである。

エ 以上より、本件各映像は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものにも該当しない。

(4) 以上より、本件処分には全く理由がない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件各映像のうち、実施機関が非公開とした情報（以下「本件情報」という。）が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各映像について

当審査会の調査によれば、次の事実が認められる。

(1) 実施機関においては、名古屋市交通局デジタルタコグラフ付ドライブレコーダー運用基準を定め、市バスの車両に設置した複数台のドライブレコーダーにより、走行時の前方、左右の側面及び車内の状態の映像並びに車内の音声を記録し、事故、運行ミス、不適切事案等の原因分析及びヒヤリハット情報などの収集、分析を行い、事故惹起者等及び運転士に対する指

導教育に用いている。

(2) 市バスドライブレコーダーについて公開請求があった場合に、実施機関においては、当該映像に非公開情報が含まれていると判断した場合には、ドライブレコーダー付属のアプリケーションを使用して当該箇所をモザイク処理しているとのことであった。

(3) 本件各映像は、特定の時刻に特定の場所において一般車両と接触事故を起こした市バス車両に搭載されたドライブレコーダーで撮影していた映像であり、当該接触事故の前後の4分間を特定したものである。

本件情報は、本件映像①及び②については、車外に映った通行人及び接触事故を起こした一般車両の運転手の容姿等であり、本件映像③については、車内に映った市バスの乗客の容姿等であるとのことであった。

4 本件情報の条例第7条第1項第1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会において本件情報を確認したところ、本件映像①及び②については、車外に映った通行人及び接触事故を起こした一般車両の運転手の容姿等が記録されており、本件映像③については、車内に映った市バスの乗客の容姿等が記録されていることが認められる。これらについては、一部不明瞭な部分はあるものの、第三者が当該映像から特定の個人を識別することが困難であるとまではいえない。

(3) したがって、本件情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであって通常他人に知られたくないと認められる。

(4) 以上のことから、本件情報は、条例第7条第1項第1号に該当する。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 6月 5日	本件審査請求に係る諮問書の受理
29日	本件審査請求に係る弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、本件審査請求に係る弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月15日 (第67回第 1小委員会)	調査審議
令和 6年 1月19日 (第68回第 1小委員会)	調査審議
1月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀